

(議) 第2号

秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和3年6月3日

提出者

秋田市議会議員 渡辺正宏  
外35名

秋田市議会議長 岩谷政良様



秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年秋田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年度における交付額の特例）

- 3 令和3年度における政務活動費の交付額に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「月額10万円を乗じて得た額を4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までおよび翌年の1月から3月までの四半期ごと」とあるのは、「、4月から6月までおよび7月から9月までにあつては月額10万円を乗じて得た額を、10月から12月までおよび翌年の1月から3月までにあつては月額4万円を乗じて得た額をそれぞれその四半期」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

令和3年度における政務活動費の交付額の減額に係る特例措置について定めるため、改正しようとするものである。